

群馬大学共同教育学部教授会規程

令和 2.4.1 制定

(趣 旨)

第 1 条 群馬大学教授会規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)に基づき、群馬大学共同教育学部教授会(以下「教授会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(組 織)

第 2 条 教授会は、群馬大学共同教育学部の主担当を命ぜられた教授及び教育学研究科の主担当を命ぜられた教授で共同教育学部を担当するものをもってこれを組織する。

2 教授会が必要と認めたときは、群馬大学共同教育学部の主担当を命ぜられた准教授及び講師並びに教育学研究科の主担当を命ぜられた准教授及び講師で共同教育学部を担当するものを加えることができる。

(審議事項)

第 3 条 教授会は次の事項を審議する。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 大学教員の教育研究業績等の審査に関する事項

(4) 群馬大学学則第 50 条第 3 号に規定する除籍に関する事項

2 前項に掲げるもののほか、群馬大学教授会規則第 3 条第 2 項の規定に基づく教育研究に関する事項を審議する。

3 教授会は、前 2 項に掲げる事項のほか、共同教育学部に係る運営に関して必要となる基本的事項等を審議することができる。これらの基本的事項等については、宇都宮大学・群馬大学共同教育学部運営会議において協議することとする。

(議 長)

第 4 条 教授会に議長を置き、学部長をもって充てる。

2 議長は、教授会を主宰する。

3 学部長に事故あるときは、常置委員会の委員長が議長の職務を代行する。

(会 議)

第 5 条 教授会は、構成員(海外旅行中の者、休職中の者を除く。)の 3 分の 2 以上の出席がなければ成立しない。

2 議決は出席者の過半数により、可否同数のときは議長がこれを決定する。ただし、第 3 条第 3 号に関する議事は、出席した構成員の 3 分の 2 以上の賛成によって決定する。

(事 務)

第 6 条 教授会の事務は、事務部において処理する。

(常置委員会)

第 7 条 教授会は審議を円滑にするため、あるいは決定事項の執行について学部長を補佐するために常置委員会を設ける。

2 常置委員会に関しては別にこれを定める。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。